

機械器具 61 歯科用ハンドピース
一般医療機器 歯科技工用電動式ハンドピース 70746000

V マックス

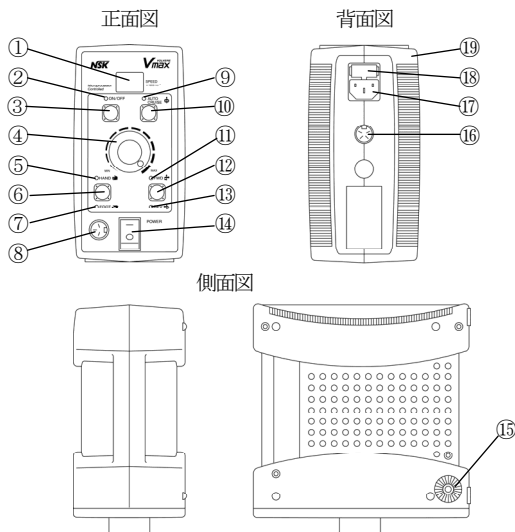
**【形状・構造及び原理等】

1) 構造



2) 各部の名称

（コントロールユニット）



名称		名称	
① インジケータ	②	モーターON/OFF ランプ	
③ モーターON/OFF スイッチ	④	回転速度調整つまみ	
⑤ ハンドランプ	⑥	ハンド/フット切換スイッチ	
⑦ フットランプ	⑧	モーター接続コネクタ	
⑨ オートクルーズランプ	⑩	オートクルーズスイッチ	
⑪ 正回転ランプ	⑫	正逆回転切換スイッチ	
⑬ 逆回転ランプ	⑭	電源スイッチ	
⑮ ハンドピースホルダー 取付口	⑯	フットペダルコネクタ	
⑰ インレットボックス	⑱	インレットヒューズ ボックス	
⑲ ケース			

3) 電氣的定格

電源電圧……………交流 100V
周波数……………50/60Hz
電源入力……………42VA
電撃に対する保護の程度による装着部……該当なし
電撃に対する保護の形式……………クラス I 機器

4) 原理

コントロールユニットから供給された電力によって、モーターが回転する。その回転はハンドピースのスピンドルを介して、先端に取り付けた歯科技工用回転器具（以降はバーという）を回転させる。

【使用目的又は効果】

歯科技工における切削・研磨作業に用いる。

**【使用方法等】

1) 使用前準備

- ① 初回使用する際は【保守・点検に係る事項】に記載の方法に従い清掃を行う。
- ② コントロールユニットに電源コードを接続し、フットペダル、モーターコードを接続する。
- ③ モーターハンドピースにバーを取り付ける。

2) 使用方法

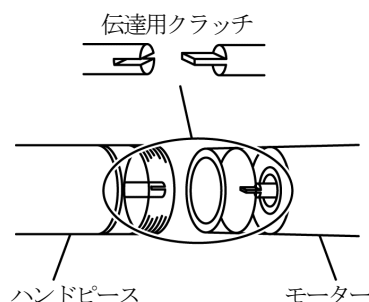
- ① 電源コードを商用コンセントに接続し、電源スイッチをONにする。
- ② 保守・点検に係る事項】に記載の方法に従い使用前点検を行う。
- ③ フットペダル又はモータースイッチの操作により、モーターを回転させる。

3) 使用后

使用后、【保守・点検に係る事項】に記載の方法に従い清掃を行う。

【使用方法等に関する使用上の注意】

- モーターにハンドピースを取り付ける時、急にねじ込みがきつくなる場合がある。これは、モーターとハンドピースの回転伝達用クラッチが正しくかみ合っていない状態のため、この時無理にねじを増し締めするとモーターが故障するおそれがある。一度ねじをゆるめてハンドピースのチャック又はバーを回し、回転伝達用クラッチが正しくかみ合っていることを確認してから再度ねじを締めること。



- ハンドピースの着脱は、電源をOFFにし、モーターの回転が完全に停止してから行うこと。
- バーを取り付けていない時は、モーターを回転させないこと。[ハンドピース故障のおそれ]
- バーを装着する際は、シャンクにごみや汚れが無いことを確認すること。
- バーメーカー又はバー販売業者が指定する許容回転速度を守ること。[バー破損によるけがのおそれ]
- 保護回路が作動するような負荷での使用はなるべく避けること。[モーターの発熱やバー破損、モーターハンドピースの早期摩耗のおそれ]

取扱説明書を必ずご参照ください。

- ・チャックが摩耗した時は新しいものへ交換すること。

****【使用上の注意】**

1) 重要な基本的注意

- ・回転中のバーには触らないこと。[けがのおそれ]
- ・モーター回転中は、ハンドピースのチャック開閉リングを回さないこと。特にバー交換の際は、回転が完全に停止してから行うこと。[モーターハンドピース破損のおそれ]
- ・使用前又は使用中、振動や発熱、異音、電源等の異常を感じたら、直ちに使用を中止し、取扱説明書の記載の方法に従い対処すること。
- ・コントロールユニットやモーターハンドピース外装の変形、部分的な変色に気が付いた時は、すぐに使用を中止すること。[感電、火災のおそれ]
- ・本品から煙が出たり、樹脂の燃えているようなにおいがするなどの異常が発生した場合は、ただちに電源をOFFにして電源コードを取り外すこと。
- ・電磁妨害波を発生させる機器の周辺では使用しないこと。[電磁妨害波がある室内で使用する場合、作動に影響を受けるおそれ]
- ・爆発の危険性のある室内、可燃物質の近辺では使用しないこと。[爆発のおそれ]
- ・直射日光の強いところ、炎天下の車内、火のそば、ストーブの近くなどの高温になる場所での使用や放置をしないこと。[内部回路の故障による過熱、発火のおそれ]
- ・コード類がガスバーナーの近くを通らないようにすること。また、コードが燃えた場合は、補修せず新品に交換すること。[ショートによる感電、火災のおそれ]
- ・万が一の時に速やかに電源コードがコンセントから抜けるように設置すること。また、電源コードから15cm以内に物を置かないこと。
- ・保護機構に損傷を与える可能性のある静電気が発生する場所で使用しないこと。
- ・ストーブ等の熱源のそばに放置しないこと。[変色、変形のおそれ]
- ・モーターハンドピースに注油はしないこと。[発熱、故障のおそれ]
- ・本品でディスクを使用する時は、低い回転速度で使用する。[破損、飛散のおそれ]
- ・砥石は、必ずドレッシングしてから使用すること。[破損、飛散によるけがのおそれ]
- ・使用時は保護眼鏡、マスク、グローブ等を着用すること。
- ・本品に、水、生理食塩水、薬品等がかからないようにすること。
- ・本品に消毒液、水、生理食塩水等が付着した場合は、電源を一度OFFにして、かたく絞った布で拭き、その後乾いた布でよく拭き取る。
- ・酸化電位水（強酸性水、超酸性水）、強酸、強アルカリ性の薬剤、塩素含有の溶液、ベンジン、シンナー等の溶剤で洗浄、浸漬、拭き取りをしないこと。

2) その他の注意

- ・製造販売業者純正の電源コード以外は絶対に使用しないこと。
- ・本品を他の機器と隣接又は積み重ねて使用しないこと。
- ・落下などの強い衝撃を与えないこと。

****【保管方法及び有効期間等】**

1) 保管方法

- ・水のかからない場所に保管すること。
- ・気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオウ分を含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に保管すること。
- ・傾斜のない、また振動、衝撃などの加わらない場所に安定状態にて保管すること。
- ・化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
- ・使用しない時も切削バー又はテストバーは装着したまま保管すること。

2) 耐用期間

製造の日から、正規の保守点検を行った場合に限り7年間[自己認証(当社データ)による]とする。

****【保守・点検に係る事項】**

1) 清掃

＜コントロールユニット、モーターハンドピース、フットペダル＞

表面を水をよくしぼった布で拭いてから、消毒用アルコールを染みこませた布などで拭き取る。

＜チャック＞

週に1度、超音波洗浄器等で清掃すること。

・清掃に関する注意

- 清掃前にコントロールユニットの電源を必ずOFF にすること。
- チャックの清掃を長期間怠ると、チャック内にワックス、石膏がたまり、バーの浅噛み、芯ブレの原因になる。

2) 使用者による保守点検

＜使用前点検＞

- モーターハンドピースを回転させた時、振動、音や発熱等の異常がないことを確認すること。(毎回)

＜定期点検＞

- モーターハンドピースにバーを取り付け、モーターハンドピースを回転させた時、振動、音や発熱等の異常がないことを確認すること。(3カ月毎)
- カーボンブラシが摩耗した時は新しいものへ交換すること。
- ・業者による保守点検事項
- 専用治具、測定器を使用した点検整備については、販売業者までご連絡ください。1年に1回の点検を推奨します。

****【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者：株式会社ナカニシ

ナカニシお客様相談窓口

 0120-7242-56

受付時間 9:00～17:00 (土日・祝祭日を除く)

TEL: 0289-64-3380

FAX: 0289-62-5636